

広島県水平社創立90年と教科書

香渡 清則

1. はじめに

私は小・中学生時代を学力テスト闘争(1961～65年)¹⁾が激しかった時に、愛媛県で過ごしていたが、教科書に「水平社」と文言があったかどうかさえも記憶が定かではない。

高校生時代では、歴史的事実としての「水平社」は記憶があり、いわゆる入試の文言であったにすぎなかった。1969年、学校で映画「橋のない川」(第一部 監督・今井正)の上映運動が展開された。それは、いわゆる同和教育との出会いであるとともに、被差別部落との出会いでもあった。

1970年、大学に入学後、映画「橋のない川」の原作と出会う機会を得ることになった。「橋のない川」の第4部には、水平社の結成に向けた葛藤が繰り広げられる描写に、熱さを感じた。また、水平社宣言の全文が記述されていて、むさぼり読んだ記憶がある。小説としての出会いではあったが、解放運動とつながったのは、第2部上映反対運動の存在であった。

1980年代、教員となって同和教育実践がまがりなりにも自分のものとなり始めた頃に、「教科書点検とは、自主編成の前提となる重要な条件であるが、この教科書点検の活動が現場にひろがっていく中で、『教科書に誤りがあれば正せよ、欠落があれば挿入せよ、不十分な点があれば補充せよ』とする3原則が、同和教育運動及び民主教育推進上の合言葉になっていた」²⁾こともあり、教科書改訂が実施されるたびにこだわりをもって注視していた。

1991年、部落解放第36回全国婦人集会(群馬県)における記念講演の中で、小説「橋のない川」の原作者である住井すゑさん³⁾が、「日本においてただひとつの文化遺産は、『水平社宣言』だと思う」と述べられていることを、解放新聞で知り、ふたたび住井さんの水平社に対する熱い思いを記事で読むことになった。「橋のない川」の原作を読んだ大学生当時の私にふたたび重ねることができた。

あらためて、水平社の歴史が貫いている差別との闘いを、教科書問題から検証することにした。

2. 広島県水平社と教科書

広島県水平社創立大会を報じる当時の新聞⁴⁾をみると

血涙を揮って人類愛を叫ぶ 悲痛なる水平社大会
物々しき警官隊の大警戒裡に 荊冠旗や吐血の長旒を翻して
「不合理なる因襲を打破し、血涙に依って人類愛を示せ」

——などとしたゝめた焰のやうに燃えて居る真紅の長旗数十旒を陣頭に、
三十日(明治天皇祭をとし広島県水平社創立総会は予定の如く広島劇場
に於て言々句々悲痛のうちに開かれた。(一部割愛)

——これから協議会に移ります」と述べ、

谷山警部を糺弾 其他当局の無理解を痛撃
斯うして言々句々悲痛ならざるはなく議事にはいらんとす、此の時会員
より、「議長緊急動議あり」とて叫びながら赤胴縁(マ)の堀川俊一君は、
東警察署の谷山警部を糺弾します。同人は五人以上堵を為す時は検束す
ると云いました、また此の尊き荊冠旗を取り上げると云ふたのでありま
す、斯かる無理解な警官は宜しく糺弾せねばなりません。

と昂奮に燃えた顔に怒りの色さへみなぎらせて満場に諮る、議長と会員
との間に、色んな問答が出て直接谷山警部に会見して其上糺弾しやうと
いふことにもなりかけたが結局、直接県当局にブツ付かる事になった。

また社員中の一人は、
自分は三條に在住するものであるが、我々の移転、職業、人口等と当局
は常に、我々のみを調査している——斯るものは此際糺弾せねばなりま
せん。

と喝破し、討議の結果、これは本部員に委託することゝなった。

三人目の社員から立った一青年は、
広島県の郡下にはまだ戸籍謄本に特殊部落民と記してある、こんなこと
は絶対に撤廃せねばならぬ、と怒気さへふくんで満場に諮り、結局、斯
かる事実を認めた場合は広島本部にて糺弾することゝなった。

最後に立った一青年は、
各小学校に於て屢我々人類が冒瀆されて居るから、先づ小学校の教科書
の改正運動を起こしては如何、(以下省略)

(大正12年7月31日 芸備日日新聞)

広島県水平社創立大会において、すでに教科書批判が展開されている。この時の広島県水平社本部は「コレは軽々と決すべき問題でないから」として委員付託としている。

3. 全国水平社創立までの教科書制度の変遷

山住正己の著⁵⁾による明治以来の教科書の歴史をふりかえってみると、

1872年(明治5年) 学制公布。(教科書自由発行・自由採択制)

1880年(使用禁止書目の発表)

1881年(開申制・採択教科書を監督官庁に報告すればよい)

1883年(認可制・採択してよいかどうか、許可を受ける必要あり)

1886年(検定制)

1903年(明治36年)～1945年(昭和20年)(国定制)

教科書に対する国家統制は、自由民権運動の高揚と、それに対抗するような教育政策の反動化というかたちで進化した。「開申制」の次の「認可制」は、時間がかかり授業に差し支えて不便、という声をもとに、「検定制」に切り替えられた。1902年、教科書会社と採択側の教育関係者との間で、贈収賄が行われているとして、30数県157人が検挙されるという教科書疑獄事件⁶⁾が発生した。国はそれを機会に、教科書を「国定制」に切り替えている。

4. 国定教科書となった経緯

検定教科書の内容は、小学校令およびこれに基づく学科課程に関する法令によって統一され、時期を画して展開している。第一期は1886年(明治19年)の小学校令および「小学校ノ学科及其程度」以後、第二期は90年(明治23年)の小学校令および小学校教則大綱以後、第三期は1900年(明治33年)の改定小学校令および小学校令施行規則以後の時期である。

また、1890年の教育勅語は、修身教科書をはじめ教科書の内容に大きな影響を与えている。

小学校教科用図書については、検定制の実施とともにその後検定された教科書の内容についての批判がなされ、またその採択に関しても問題のあることが指摘されるようになった。このようなことが1894年(明治27年)頃から世人の注目をひき、小学校教科書はこれを漸次国定にすべきであるとの主張がなされるようになった。1896年(明治29年)2月の第9回帝国議会で、貴族院から小学校修身教科書編纂に関する建議が提出されたのは、このような民間の教科書に関する見解を反映されたものであると思われる。

その建議書には、「小学校用修身科ノ教育タルヤ国家ニ至大ノ関係ヲ有スルモノアルニ依リソノ教育ヲ施スニ必要ナル教科用図書ハ国費ヲ以テ完全ナルモノヲ編纂シソノ教育ニ欠点ナキヲ期セサル可カラス」と述べ、当時もっとも重要視されていた修身教科書から始めて、次第にその他の教科書にも国定制度を実施するよう要望した。

1897年(明治30年)にも、第10回帝国議会で貴族院から、同様の小学校教科書に関する建議が提出された。その時には小学読本および小学修身書の両者を国定にすべきことが建議され、同時に、当時の検定教科書が内容上不備であるほか、紙質が粗悪、かつ高価であることが批判の対象となり、政府は国費をもって 完全な教科書を安価に供給し、児童が容易に教科書を購入できるようにすることが要望されている。衆議院においても、さらに32年修身教科書の国定を建議しているが、1901年(明治34年)の第15回帝国議会で、「小学教育ノ国家ニ至大ノ関係ヲ有スルヤ敢テ論スルヲ待タス故ニ現行小学校用図書審査会ノ制ヲ廃止シ小学校用教科書ハ国費ヲ以テ編纂セラレンコトヲ望ム」と建議し、すべての教科書の国定を要望した。このようにして、教科書国定の世論は次第に高まり、文部省においても、1900年4月、修身教科書調査委員会を設置し、加藤弘之を委員長として委員および起草委員の任命を見て、その編集が進められることとなった。このような状態のもとで教科書事件が起り、これを契機として急速に国定制度が進められるようになった。

5. 戦前の教科書変遷⁷⁾

国定教科書前夜 「尋常小学読本」

1887年(明治20年)から94年(明治27年)に使用されたもの。

この教科書は、国定になる以前の検定教科書時代の第1期に属するものである。(検定時代は全部で3期ある。)ちなみに、1886年から87年にかけて、およそ400種もの教科書が発行されたといわれる。

第1期 通称「イエスシ読本」

1904年(明治37年)から09年(明治42年)に使用されたもの。

通称は、冒頭の「イ・エ・ス・シ」に由来する。それぞれ椅子(イス)、枝(エダ)、雀(すずめ)、石(イシ)の絵が書かれていた。貴重な第1期の教科書である。

第2期 通称「ハタ・タコ読本」

1910年(明治43年)から17年(大正6年)に使用されたもの。

通称は、冒頭の「ハタ・タコ」に由来する。日露戦争後、天皇制や家族国家倫理が強化された教科書である。愛想がない黒の表紙は、兄弟で使い回しをしたときに、手垢が目立たないようにするための配慮であるとか。この本は、次期の「ハナ・ハト読本」登場後も、リメイクされて1923年(大正12年)まで発行され続けられた。

第3期 通称「ハナ・ハト読本」

1918年(大正7年)から32年(昭和7年)に使用されたもの。

通称は、冒頭の「ハナ・ハト・マメ・マス・ミノ」に由来する。15年の長きにわたって使われている。大正デモクラシー下の自由主義、児童中心主義だけではなく、国体思想も混合して盛り込まれている。八波則吉、高野辰之らによって編纂された。白表紙本として有名である。

ヨクマナビヨクアソベ・ジコクラマモレ・ナマケルナ・オヤノオン・チュウギ・ヨイコドモの話等で、国定第2期の教科書に修正を加えたものである。また、忠孝の道德と国家観念に重点をおいた第3期の国定本で明治以降一貫した内容となっている。

第4期 通称「サクラ読本」

1933年(昭和8年)から40年(昭和15年)に使用されたもの

通称は、冒頭の「サイタ サイタ サクラガ サイタ」に由来する。井上尙が監修している。国定教科書初のカラー刷りであり、児童の発達段階も考慮されて発行されたと言われる。人気教材の「一太郎やあい」が、ここで姿を消している。また有名な「ススめ ススめ ヘイタイ ススめ」は、この期から掲載された。挿し絵には、人形の兵隊が描かれている。

ガッコウ・テンチュウセツ・センセイ・トモダチ・ケンクワスルナの話等で、表紙も内容もカラー刷りとなり、新しい教育の方針に従い日常生活に即応した修身の教材をとり入れ修正した教科書で、国家総動員態勢いよいよ濃厚の感がある。第4期国定本である。

サイタサイタ・タラウサンの話・いとでんわ・アメ・メダカ・ハコニハ・一二三四...・一バンボシミツケタ・モモタロウの話等で、通常「サクラ」読本と呼ばれているもので、表紙もさし絵とも色刷りで当時としては画期的な教科書といわれる。

第5期 通称「アサヒ読本」

1941年(昭和16年)から1945年(昭和20年)8月に使用されたもの。

通称は、冒頭の「アカイ アカイ アサヒ アサヒ」に由来する。小学校が国民学校に変わったことを受けて発行された。教育の目的が「皇国民の錬成」とはっきりうたわれ、内容も軍事的な色合いが強いのは否めない。

ラジオ体操・校庭の遊戯・アカイアサヒ・ハトコイ・コマイヌサン・ヒノマルノハタ・ヘイタイサン等で、1941年国民学校となった時の一年生上期に使用された。第5期(昭和後期)の国定本である。

6. 水平社における国定教科書批判

次に、戦前の国定教科書に対して、水平社運動の側からどのような批判が加えられているかを検証する。

①第2回全国水平社(1923年3月：京都岡崎公会堂)

全国大会⁸⁾では、35議案が可決されているが、その冒頭の3件は、

1. 小学校に於ける差別に関する件(西田水平社、梅田水平社)
2. 人間は尊重すべきものなる事を小学校に徹底させる件(小林水平社)
3. 全国少年少女水平社設立の件(少年水平社)

と教育に関わる議題であったことは、よく知られている案件である。

「2. 人間は尊重すべきものなる事を小学校に徹底させる件」は、小学校における児童の間で差別事件が頻発していることに関わって、小学生に差別観念を持たせるのはその保護者の責任があるとしている。しかし、教育の力でも児童が有する差別観念を排除させる必要があることを訴えており、小学校の教科書に人間は尊重すべきものなる観念を徹底させよと要求し、当時の教科書を貫いた国家主義に対する批判をしている。

②第3回全国水平社(1924年3月：京都岡崎公会堂)⁹⁾

各地学校にて巡回講演をなす件(奈良県水平社)を提案している、

- ・現在の教育は根本から間違っておる。我々は間違っただものを学んだものである。小学校の教育が間違っておるのみならず、中学校の教育は一層間違っておるのだ。故に我々の同胞は中学に行くことを嫌うのだ。中学の歴史の教師は、我々は朝鮮人の子孫だと教えておるのだ。現代の教育者は皆無能である。我々はこんな教育者に水平運動の起源は何であるか、水平運動の精神は何であるか、と言うことを教えてやらなければならぬ、本部の人も直接学校に行って教育者に教育してやらなければならぬ
- ・水平運動の精神を国定教科書に載せてもらいたい
- ・巡回講演をやるといっても学校が講演させなかった場合は如何が提案されている。この提案に関わっては、同じ奈良県水平社の米田富が、かかる提案は至極結構な事である。然しながら此の件は理想論であって、我々の周囲を見るならば自覚しておらない連中が随分ある。我々はこの自覚せない同胞を目醒ます事が急務である。

と説破して、「各地学校にて巡回講演をなす件」に反対意見を述べている。結果的には、この案件は否決されている。

③第4回全国水平社(1925年5月：京都岡崎公会堂)¹⁰⁾

教科書中の差別的な文章撤廃に関する件(広島県・愛知県水平社)を提案している。

広島県水平社の土岡喜代一が提案者であった。

広島県立中学校で用いている中等学校教科書大正副読本第1巻第6課徳川頼宣第32頁第2行目に、「総て殺生を慰みとすることは禽獣の業にして人のすることにてはこれなく、異国にては屠者と申す云々」と記事がある。この記事は我々を侮蔑するものだから文部省に警告をせねばならぬと述べた。

本庄博士は京大講堂で堂々と「部落民は先天的に賤民である」と講義しておるのみならず、彼の著述にもそうした侮蔑的な文字がある。

社会運動家堺利彦の著「猫のあくび」に、我々を侮蔑する文字を書きつらねてある。「鹿児島県に於て教科書の差別的の事が書いてあった時、同人の子孫が休校した云々」と述べるものがあつた。とばかりが傍聴席の堺氏にまで及んで氏を苦笑させ、山田孝野次郎少年もこれについて述べた

この案件についての結論は、委員に付託して全教科書を調査の上、文部省当局及び各府県学務課に向つて撤廃を要求する事として可決されている。

④全国水平社による「国民教育の欠陥に関する意見書」

全国水平社は南梅吉中央執行委員長の名で、1923年12月「国民教育の欠陥に関する意見書」¹¹⁾を文部省当局に提出し、各新聞社にも公開した。この意見書は、小学校修身科と歴史教育の教科書のありように言及している。

小学校修身科では、

一言にして云えば人を殺すことを教へているのであります。而して闘争と権勢とを利用して国家の政治を壟断した所謂英雄豪傑の賛美か、然らざれば殺伐な戦争賛美更にまた排他的差別的因襲に囚はるることを以て国民道徳と心得るやうになつて居る

歴史教育では、

百姓、町人、穢多と云うようなものは、日本の歴史中に於いては全く国民扱いされていません。そんな武士共が荒れ廻つた事のみを書き綴つた歴史が、何で眞の国民精神を涵養することができましようか。明治大正の今日尚斬の如き因襲賛美の教育が平然として行われている事は寧ろ奇怪千万のことであると思うのであります。要するに今の教育は「人間」を造ることを忘れて、体調の良い、闘争の犠牲に盲

従するカラクリ人形を造っているのである
と批判するものであった。

この意見書は戦争を賛美し「敵愾心」や人を殺すことばかりを教えている
当時の教育のあり方を批判して、「人類愛の精神」にもとづいた教育に組み
かえていくことを要求したものであり、抽象的ではあるが、近代日本の排外
主義的な軍国主義への一定の告発となっている。

この南梅吉の「意見」が出された背景にあるものは、小学校修身書の3回
目の修正発行が終了したのは1923年である。この第3期国定修身書の特徴は、
第2期にあったあまりにも強い保守性が批判されたこともあって、各課の題
目の観念的なもの、とくに忠孝道徳を主とした課のあるものは改題されたり、
あるいは高学年にまわされたりしており、その間に比較的近代的な市民社会
の道徳や国際協調的な主題が挿入された。しかし、全体としては、人間関係
における道徳は個人道徳とともに減少し、天皇、国家、社会に対する道徳教
材の比重が増し、また、親子を中心とする家族倫理は第2期から引き継がれ
ていた。

⑤三重県松阪愛国新聞社¹²⁾

三重県水平社と日本農民組合三重県連合会共同発行の新聞(「愛国新聞」)
における教科書批判をみると、

第2号(1924年3月11日)

投書「農民から小学校教諭に誨ゆ」が掲載されている。

この中で、高等小学修身書(巻2)第9課「恭儉」にあった「長幼の
序を重んじ貴賤の分を明らかにするも我国古来の美風なり」の個所
をとらえて、貴とは「天皇陛下・華族」、賤とは「貧民窟に住む貧民、
或いは乞食、最も社会に虐げられて居る無産水平社同人」

であることを「美風」というのかと厳しく批判している。

第25号(1924年12月5日)、第26号(1925年1月1日)の両号にわたって連
載し、

国語教科書常山紀談鈔本第34課「紀伊大納言頼宣卿諫言を給ふ事」の
意中「人を害して面白しと思ふ禽獣のしわざにて人間にてはなく、日
本にては罪人を切り候は穢多こそ致し候へと憚る色なく……」

への抗議と顛末が記載されている。

教科書批判は、水平社運動の初期の、教科書や副読本にみられた差別的記

述に対する批判と糾弾は、第4回全国水平社大会までははっきりしているが、その後は、批判記事はみることができない。水平社の闘いの流れは、学校で頻発する差別事象に対する糾弾の中で、教育総体を貫く階級闘争に流れが変わっていった。

7. 教科書無償闘争

教科書問題は、教育費・生活費の保障闘争から、教科書無償化の闘いとして深化・発展していった。最終的に「無償化法」の制定に至っているが、全国的な貧困からくる生活の保障闘争がはずみをつけたのである。教育費・教科書無償をめぐる取り組みは全国各地で多様に進められてきた。

①部落解放委員会・部落解放同盟の闘争方針

1953年3月、第8回大会の「当面の活動方針」の中で、1952年の和歌山県西川県議、広島県吉和中学校教育差別事件糾弾闘争の過程でみられた子ども会活動、中卒生徒のための就職への取り組み、奨学金獲得などの運動の展開を反映して、

青少年のための就職、就学の機会均等、部落の文化水準をたかめるための闘いも重要である。学校におけるいわゆる同和教育も、差別してはならないという観念的な説教や教材のもてあそびではなくて、部落民はかつて支配階級のために封建的身分関係の最下層身分として圧迫され、今日なお資本主義による収奪と支配によってもっとも惨めな状態につき落されていることを、教育労働者の立場に立ってわからせること。長期欠席児童対策、学力の引き上げ、貧困者家庭の児童の教育費、夜間学校の設置、給食、学用品、教科書の無料支給、子ども会の設置など、積極的な部落児童の文化、教育水準をたかめるための闘い、中学卒業生の近代産業への就職の援助、就学奨励金の獲得などの闘いにみちびいてゆかねばならない。

と、教科書だけではなく、教育費全体の無償化、公的負担をめざしていたことが窺える。

1955年8月部落解放委員会第10回全国大会¹³⁾でも、「義務教育は完全無償でなければならない」と位置づけ、そのための「義務教育・教科書の無償要求闘争」を展開することを決議している。

1963年の一般運動方針でも「義務教育の無償と教育の民主化を要求する闘いをすすめる」の一項をあげ、「教育の機会均等、教育費の無償、高校生の奨学金要求」などを掲げている。

②国策樹立に関する請願

教科書無償闘争への流れは、全国的に展開されつつあった部落解放の行政闘争の一環として起こったことである。きっかけとしては、1958年1月「部落問題解決のために国策樹立に関する請願」が明文化されたことにある。

給食費や教材費をはじめ義務教育費の完全国庫負担、教職員定数増加、長欠・不就学の児童・生徒の対策樹立と実施、部落の子どもの就職指導とその完全就職等9項目が提起されている。

③全国各地における教科書無償化闘争¹⁴⁾

◆京都府における取り組み

1953年、4者共闘(解放委員会京都府連、京都市中学校教職員組合、自治労、朝鮮人団体教育連盟)を結成する。

1958年3月、教科書獲得の闘いは、単なる教科書獲得だけではなく、母親たちが結集し、子どもの就職・職種、生活保護法の問題にリンクさせての闘いとなった。その結果、学校側に責任をもって新学期前に無料配布を約束されている。また、当時の勤評に反対し教組への援助も話し合われていた。

④◆京都市：田中支部の取り組み¹⁵⁾

これで安心、新学期。京都田中で教科書獲得

京都市田中支部では、教科書獲得の闘いを組織した。

3月8日、隣保館に約70名の主婦が支部の呼びかけで集まり、教科書獲得について話し合った。子どもの就職の問題、職種の問題、生活保護法なども話題にでた。そして、教科書だけではなく、そういう部落民にとって不利益なことは一つ一つはがしていくことが差別をなくしていくことだとの支部役員の説明に共鳴した。

3月11日、12日、13日と、代表を、養生小、高野中学校へ送って、校長らと話し合い、学校が責任をもって、新学期がはじまる迄に無料で配布することを約束させた。3月14日、総括のための集いには、80名の主婦が集まり、支部の勤務評定などの訴えを聞き、教組への援助を申し合わせた。

田中支部は、その後も成果を上げ、子ども会図書室、参考書、給食費免除が実現した。田中支部の取り組みは、教科書無償だけの闘いだけでなく、公費教育の条件整備闘争が京都府下の支部の目標ともなった。

◆宝塚市：宝塚支部の取り組み¹⁵⁾

新学期を迎えて教科書も買えない宝塚市の兄弟部落では、同盟が呼びかけ、自労との共闘で、市教委に教科書無償支給を要求。その結果、330名の小、中学生が全額無料で教科書が支給された。この闘いを通じて、同盟への入会者が増えている。

宝塚支部では、さらに修学旅行シーズンを向かえるので、部落児童の旅費補助、補習授業教師への謝礼費補助を市に要求するために4月8日、教師と母親の懇談会を開いている。

◆大阪府：矢田支部の取り組み

教科書の無償だけではなく、教員や教委による差別教育撤廃から、公費教育の完全実施という現代教育の普遍的要求が含まれていた。

1959年、矢田支部では小中合わせて196名の教科書無償配布が勝ちとられた

◆京都府：舞鶴地協¹⁶⁾

舞鶴では、勤評にするための同盟休校に入っている前日の8日、同盟代表約70名が市教委と団交をもっている。その時の要望（一部割愛）は、

1. 教科書、学用品の無料支給
2. 給食費の免除
3. 不就学、長欠児をなくす対策をたてる

など15項目の要求を出した。

◆京都府：舞鶴支部の取り組み¹⁷⁾

教科書無償闘のとりくみについて詳しく報告します。今まで舞鶴では、古い教科書でまにあわせたり、僅かの市や国から補助金を得ていた。解放同盟、自由労組の母親が教科書無償に立ち上がり、各小中学校に教科書無償の申入れをした。各校でその問題について話し合った結果、古教科書を回収し配布する助け合いの運動を起こそうとの考え方が多かったが、そのような考え方は教科書問題の解決として果して正しいと言えるだろうかという批判が起り、義務教育は無償であるべきで、この教科書問題は政府自身がやらなければならない問題であるという結論になり、解放同盟、自由労組、教組とが共同闘争を組んで、教科書無償の対市交渉を持った。その結果予算編成済みだから24万円から変更できないと主張していた市教委も48万円出し、就学奨励費100万円の中から不足分をうめることになった。

この闘いの中で、教師の与えてやるという恩恵的な考え方が明らかになり、この意識段階から父母の教育に対する考え方や願いを正しく受け止める姿勢ができてきた。そして、当然教科書は無償で交付されるべきだということになってきた。又部落の人々、自由労組、教師とのつながりが強くなり一般市民も含めて闘いを進めていく体制づくりをしている。

◆高知県：長浜支部の闘い¹⁸⁾

歴史的、しかも決定的な闘いとなった運動は、1961年(昭和36)から始まる高知・長浜の教科書無償闘争である。

高知市長浜・原は土佐湾にのぞむ半農半漁の部落である。仕事らしい仕事に恵まれず、母親たちの多くは失業対策事業に出て働いていた。当時の〈失業対策〉は1日働いて約300円。この母親たちは、毎年3月を迎えるのが辛かった。子どもたちに教科書を用意してやらなくてはならないからである。教科書代は小学校で当時約700円、中学校になると約1200円。〈失業対策〉で働く親たちにとっては、かなりの額であった。

その頃、母親たちは、学校の教師と学習会をもっていた。憲法を学習している際に、憲法26条に〈すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする〉とあることを学び、権利意識にめざめた。母親たちは、学校の教師をはじめ、地域の民主団体や部落外の人々にも働きかけ、〈長浜・教科書をタダにする会〉を結成した。教科書をタダにする会は、集会を開き、署名活動にかかり、多くの団体にも働きかけた。部落解放同盟を核として社会党・共産党の両党・教職員組合・民主教育を守る会などが支持を決意した。高知市議会も、小・中学の教科書を無償にするよう内閣総理大臣や文部大臣あてに「意見書」を提出した。

高知市教育委員会としては、憲法にも定められているので拒否できない。各団体も積極的に動く。交渉につづく交渉でつめられ、新学期までには教科書を無償で渡すと約束する。ところが、新学期に入る直前に、約束をホゴにしてしまう。また交渉につぐ交渉。教委の総辞職。変わって市長があたり、約束。またホゴという状態が続いたとき、すでに新学期から1カ月が経過していた。子どもたちも教師も、教科書なし、プリントでともに闘う。だが、小・中学の教科書である。プリントでは授業がむずかしい。全校生徒のほぼ4分の1が無償になったのを機に、涙をのんで闘いを打ち切る。だが、翌年もふたたび闘いにたち上ることになった。

以上のように、兵庫、京都、大阪、高知の無償闘争の他に、1962年1月、鳥取市でも、県下のあいつぐ差別事件への取り組みから、部落解放同盟「19ヶ条の要求」・教組は、教育行政の差別生を鋭く追及し、義務教育無償、高校全入などの要求を突きつけている。¹⁹⁾

1962年3月、奈良県御所市柏原北地方では、「生活を豊かにし民主教育を守る共闘会議」を結成し、再三の行政要求闘争で、「憲法にうたわれているとおり、教科書を無償にせよ」と要求し、教科書購入拒否闘争に入った。学テ(学力テスト)反対の盟休闘争を組んだこの地域では、翌年度(1963年)から小学生1年生が無償になるが、全児童生徒への無償配布の実現を勝ちとるために購入を拒否し、その実現までは、教科書なしで通学して闘い、3月26日、御所市当局が修学奨励費を充当し、共闘会議の要求に応える意向を示し、教科書の現物支給が実現している。

1963年3月、奈良県橿原市でも小学校教育課長の差別的発言に端を発し、教育長および関係課長交渉で、差別をなくすための条件を整え、教科書無償の実現を前提にして要求する言明を得た。解放同盟は、実施要求24項目を提出、交渉を持ち、義務教育費は憲法の示すとおり無償であることを確認し、当面教科書の無償配布を迫り、橿原市全児童への2学期分の教科書無償の予算要求を約束させ、公費負担の責任の不十分さも認めさせた。

1963年3月、大阪府吹田市議会は、全児童11,000人に全科目の教科書の無償支給を可決した。これを政府が負担するまで継続し、中学校は1963年に無償化していき、購入者は返金することにした。教科書無償の闘いには、部落大衆をはじめ、貧しい民衆の熱い要求がこもっていた。憲法の精神にも合致している。国会でもさすがに大きな問題であるとして取り上げられ、文部省は1963年(昭和38)12月に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を成立させた。部落解放運動や教組の長い闘いが基礎となって、ついに、教科書無償が全国的に実現したのである。1964年は小学校1～3年、1965年は1～5年、1966年には1～6年、さらに1967には中1まで、1968年には中2まで、1967年には中3までと順次枠を広げ、小・中学校全体が無償となった。これは、たんに被差別部落の子ども達だけの問題ではなく、「自分たちのこの要求は、憲法で定められた正しい権利の要求であり、だれからも後ろ指をさされるものではない、差別教育に反対し、子どもの教育を守る運動は、すべての親たちの問題である」と自信と確信をもって取り組まれた。そして、長欠・不就学の子どもたちを登校させる条件整備として、暮らしの援助や学用品の援助など

を行政に保障させることもできた。教科書無償化運動を私自身に重ねると、全くといっていいほどに無償とは無縁であった。「正解」が鉛筆書きされた何人かの手に渡った教科書であった記憶がよみがえってきた。

⑤広島県内における教科書無償化闘争について

広島県においては、1900年代初頭から教科書無償化に関わる闘争が行われていた。

1909年(明治42年)4月、福島町一致協会の佐藤顧問、天満尋常小学校高橋校長の尽力により、夜学校²⁰⁾が開設され、就学者は100余名であったが、教科書、紙筆、給与、月謝無料。その他学用品貸与がされている。

1910年4月、福島町一致協会夜学校を広島市に移管し、一致協会は、無償にて校舎を貸与している。同校の児童には、教科書、紙筆などが給付されている。

1952年6月23日に生じた吉和中学校教育差別事件における闘いの中で、同年8月30日、解放委員会広島県連合会糾弾闘争本部は、9月4日からの県下児童・生徒の同盟休校を決定し「事件の真相」を発表し、県教育委員会に対して次の「19ヶ条の要求」²¹⁾を提出した。

その「19ヶ条の要求」項目では(一部割愛)、

2. 不就学児童生徒撲滅の確立
3. 夜間学校の設置
10. 特別進学資金制度の確立
16. 部落生徒卒業者に優先的就職斡旋
17. 貧困家庭子弟に学用品無料支給
18. 文部省検定書における同和教育事項取り入れ促進
19. 検定試験における社会科(教課)に同和教育項目採用

と要求している。「17. 貧困家庭子弟に学用品無料支給」要求について、県教委は、「就学奨励費の予算措置は、たてまえば知事の方で考慮されるべきものであると思うから、その方への申し入れをされたいが、しかしこちらも極力連絡して実現を期する」と回答している。

1952年11月、広島市は同和教育費300万円を査定している。その内容は、尾長・福島町にトラホーム診療所、工場・会社への就職促進のため技術習得の委託費として50名分20万円、奨学資金20名分10万円、小・中学生への学用品無料給付5万円となっている。

1953年5月、広島市を1区として、観音中学校と二葉中学校に夜間学級(2部学級)が、部落解放委員会等の要望により設置された。

「2. 不就学児童生徒撲滅の確立」について、当時の厳しい長欠・不就学の現状について広同教第2回研究大会の報告から読み取れる²²⁾。

広島市立尾長小学校の竹内興子教諭は、「欠席しがちでクラスになじめない児童の指導」として、生活指導の手がかりをつかもうとして、クラスの全児童について観察記録をつけ、記録に表われることから個々の児童を診断し、起きた事件の原因を究明し、今後を予測し処置を考えた。例として、A児(父母は失対で働いている。兄1人は勤め、姉は中学生、父の酒癖は悪く、収入した金でよく酒を飲み、家庭に暴言をはき、暴力をふるう。家計は苦しい)が欠席がちである。おもな原因と考えられるものは、A児が不潔であるために他のものに嫌われるということ、欠席が多いために級友との感情的なつながりがますます薄くなっていくことである。今後の予測としては、ますます欠席日数は増していくと考えられる。

福島町わかき子ども会の指導者岩井はるえさんは、

長欠・不就学児童は、児童総数の1割以上、全市平均の4倍を占める。(家庭に手伝い、子守り、金属品回収、製靴見習などに従事)学校に行ける子どもも家がせまいのと貧乏のため、最悪の学習条件に置かれている。以上の悪条件は、当然子どもたちの学習に対する意欲と関心をうすらげ、成績を低下させ、長欠・不就学児童を生む結果となっている。子どもの権利である教育すら満足に受けることができない。この現象がどこからくるかを、既成道徳と観念で割りきらず、部落問題として歴史的社会的に掘り下げて、その原因をつかむ必要がある。

広島県の無償化闘争の特徴は、1954年広島県同和教育研究協議会結成後、教育費・生活費の保障と合わせて、長欠・不就学闘争が展開されたことで、学用品、教科書の無償提供を要求している。同和教育は予算獲得闘争に成果をあげ、周辺のエducational環境を整えてきている。1962年4月広島県同和奨学金制度が発足(60人に月額1,000円給付開始)が典型であり、地域進出費という予算が、1998年まで同和教育を量的に支えてきた。

また、教育条件闘争は予算獲得闘争である。教育内容を獲得するのは、教材と教育関係者の教育力、教員としての教える力、そして自由・平等の精神の実行であるといえる。

⑥ 「無償法」「無償措置法」の成立と問題点

教科書無償化を闘った部落解放運動はすでに、無償配布を勝ち取った1962年の時点で、予想されるそれとひきかえの国家統制化に警告を発していた。教科書の国家統制との対決の原則を明らかにしている。

◆解説・国民の当然の要求／教科書無償運動「正しい教育」への道²³⁾

無償化の運動は、「差別や圧迫に負けない子どもを育てよう、すべての子どもがしあわせになる」といった展望において、解放同盟を中心に未組織のあたりまえの権利要求としての、教科書をタダにする運動の先鞭をつけた。教科書支給の要望が出てくると、政府や文部省は、当初「義務教育無償とは授業料をとらないだけで、教科書代やその他の費用を父母にもってもらっては当然」という態度をとっていた。運動が進むにつれて、やっと1963年(昭和38年度)の小学1年生からただにすることにしたが、最初いいだした全員無償の線から一步も二歩も後退したばかりでなく、父母の負担を軽くすることとはウラハラに、教科書代を14%(小学校で約80円、中学校133円)も値上げし、「戦争によるこんで加わる子どもをつくる」ような教科書の国定化のネライを隠しており、7月の参院選で父母の支持をえようと「エビでタイをつる」目的がひそまれていることに注意を喚起している。

◆タダほど高いものはない／「教科書無償」と自民党のキバ²⁴⁾

こんどの国会で、来年(1963年)4月の小学1年生には、算数と国語の教科書を無償で配ることを決めました。その限りでは結構なことです。しかし、給食費を値上げしたり、講堂建設などについてはPTA費をまきあげている政府のことですから、うわべだけみてはいけません。自民党はこの“タダの教科書”に固定化のたくらみをしのびこませているのです。うっかりすれば、ダほど高いものはない、ということになりそうです。

教科書は現在86の出版社がたくさんの種類をつくって、専門家の審査を受けて使われています。この審査を教育委員会にやらせ、できるだけ政府側の統制を強めようとしています。さらに国家検定制度をつよくして、教科書の内容を政府にいいなりのものにしようというわけです。こうすれば印刷会社も大手だけに集中することになりますから(小、中学校1900万人の教科書印刷というのはばく大なお金が動くのですから)自民党も大いに乗り気になっています。しかも父母たちには「来年から無償配布」といえば、こんどの参院選挙の票にもなるのということですから、昨年(1961年)夏に話がでてパタパタときまった次第です。

教科書の検定が政府の意にそった方向で行なわれ、教育現場の実情にそった自由選択ができにくくなっている現在は、すでに国定化の道をすす

んでいるのですが、この「無償配布」というエサで国定化の方向がさらにはっきりされると、自主的な平和・民主教育は、全然の国家統制教育の逆戻りすることになりかねません。日教組も「教科書の選択を教師と国民の自由にしよう」と要求し、来年度(1963年度)教科書の展示会がひらかれる4月～7月にかけて民主教育を守る運動を進めています。憲法26条は「義務教育はこれを無償とする」と定めています。みんなで力を合わせて教科書の国定化に反対し、教科書選択の自由と完全無償配布をかちとりましょう。

◆日本教職員組合の運動方針

教科書を無償で配布させ、国家統制を排除する闘い²⁵⁾

父母・国民大衆とともに、教科書の国家統制に反対し、検定制度の民主化、自主採択の確立、無償配布を要求してその実現をはかるよう運動をすすめます。(1)教科書の自主採択の意義をあきらかにし、教科書会社・教委などの圧力をはねかえし、広地域統一採択、枠内採択を排し、自主採択を実施するよう、教科書展示を最低旧市町村1か所以上設置させ、展示会には全員参加し、教科書研究の時間や参加旅費などを要求し、またできるだけ広く父母の参加を求めるとともに、教委交渉を強化してたたかいます。(以下省略)

部落の側の教科書無償闘争が、全国に広がる動きも出てきて、教科書無償法成立に大きな影響を与えたことは無償化運動で確認することができる。しかし、無償法の制定の裏では、文部省にはもくろみがあった。

1955年 日高六郎・長洲一二執筆者辞退問題等、教科書著者の人選等に間接的統制

1956年 広域採択による採択統制をもくろむ教科書法案廃止
「教科書センター」設置

1957年 教科書採択要綱が出される
都道府県の市町村教委への指導助言の必要性和共同採択の長所を強調する。

1961年 教科書業界が諸物価の急騰を理由に教科書定価の値上げ
自民党首脳にとって、1962年参院選にマイナスと考え、無償配布を決定した。

文部省は、広域採択の進行をも射程に入れつつ、教科書無償と引き換えに、採択統制法制化を実現し、教科書統制の実質をえようとした。

教科書無償法、それによる臨時義務教育教科用図書無償制度調査会発足、その意向に基づく教科書措置法＝教科書国家統制法＝の可決に至った。

その間、日教組・出版協会など36団体は「教科書国家統制法案粉碎推進会議」を結成するが、法成立に至っている。

教科書の問題は、体制がわの手のうちかたが決定的に大きくある。日本では、教科書を「神聖」視する風潮がある。特に、学習指導要領から抜け出せないままになる教員の多くは、「神聖」化する傾向にある。教科書が「教務教育」という枠組みの中で考えられるのも、常に先手を打ってくる事実からして体制側が強く出ていることである。

それに対抗すべき国民の認識は、弱い状態である。教科書無償を勝ち取ってきたのは、解放運動であることは否定できないが、この認識はゼロに近い。一般国民大衆は、教科書無償が打ち切られることが俎上にあがるとあわてだすことが繰り返されてきた。

教科書無償が維持され、内容について迫って来られる、「どうしたものであるか」となるが、教科書問題であっても闘いとはなっていない現実がある。

8. 教科書に部落問題が記述されたこと

1952年に生じた吉和中学校教育差別事件における1952年8月30日解放委員会広島県連合会の県教育委員会に対して、提出した「19ヶ条の要求」の「18. 文部省検定書における同和教育事項取り入れ促進」を了承した広島県教委は、同年11月の「全国指導部課長会議」において、文部省に対して「指導要領ならびに教科用図書検定基準等に同和教育内容の取り入れ方促進」を申し入れている。その他、機会あるごとにそうした趣旨の要望を行っている。しかしながら、学習指導要領や教科書の中に、部落問題を取り入れてもらうことは容易ではなかった²⁶⁾。

しかし、全国同和教育研究協議会(1953年)、広島県同和教育同和教育研究協議会(1954年)結成を促した同和教育の展開の中から、部落問題の解決のための教育内容の創造をめざした実践が取り込まれ始めていた。そこには、子どもたちの生活実感に近いもの、自他の生活をしっかりとみつめることに役立つもの、そして、差別に対する科学的認識と解放の意識形成という願いを込めて実践をしていた。

戦後、教科書の教材や記述が問題にされ始めたのは、国の「同和对策審議会」答申(1965年)が出され、日本社会に部落問題が厳然として存在することを国の審議が初めて公に明らかにした。そして、「その解決は国の責務で

あり、国民的課題である」という認識を占めることになった。しかし、こうした主旨は、当時の教科書の中で活かされることはなかった。

その後、「同和対策事業特別措置法」(1969年)が制定され、部落問題の解決が行政の責務であるとして、具体的な同和対策事業が各地で展開されはじめた。当然部落問題は、住民の中で論議されはじめることになるが、そこには予断や偏見に基づくものも多く、部落問題についての科学的な認識が、広く社会的に求められることになった。

教科書問題が大きく動き始めることになった発端は、1970年の部落解放同盟第25回大会である。

部落解放同盟は、現実の差別に目をつむり、歴史的事実の歪曲による差別への無関心から差別させる検定教科書およびその使用に対して、「文部省検定教科書等の差別性を糾弾する決議」の決議をしている。

そもそも文部省は、教科書の検定において、事実をまげて神話を復活し平和に逆行したことを行ってきた。部落問題に対しては、とくにいっさいの記載を拒否している。現実にある差別に目をつぶり、歴史的な事実をまげてまで、差別に無関心になることで差別を残そうとしてきた。そして他方、こうした差別教科書を検定し子どもたちに使わせてきたのである。

この文部省の差別行政が差別教育をゆるし、部落の子どもたちの可能性をふみにじり、市民的権利である教育の機会均等の権利を侵害してきたのである。

われわれが、この文部省の差別行政をだんこ糾弾するものである。それには、全国組織をあげ教育労働者とともに教科書の総点検運動をおこすとともに、まずこの差別教科書を採用し、それを使用してきた地方教育行政と教育現場に対して、差別教育反対のたたかいはじめることである。その力を全国的に結集して、文部省の差別性をてつて的に糾弾するとともに、解放教育の確立をめざしてたたかうことをここに決議する

1970年3月3日

部落解放同盟第25回全国大会

こうした中で、中学校社会科(歴史)教科書に部落問題についての記述が初めて記述がはじめて登場したのは、1972年度のことであった。部落問題の解決が「国や市町村の責務であり、国民的課題である」とした「同対審」

答申の理念を反映して、部落問題が教科書に記述された意義は大きく、部落問題の解決を、文字通り北海道から沖縄全国で取り組む「国民的課題」としていくための出発点に立ったといえる。

記述されることになった時、各地で解放同盟の教科書学習会が開催されている。その学習会に参加していた保護者が、「私たちが『えた・ひにん』という言葉を知るのには当事者としてはたまらないし、つらいし、怒りで身体が震える。教科書に『えた・ひにん』ということばを許したのは、真の民主主義を確立させるためなのだ。先生たちを信頼したからこそ、踏み切ったのだ。そこを理解して、こころして授業してください」と訴えている²⁷⁾。

中学校の社会科教科書では、1972年から部落問題について記述された検定教科書が採用されることになり、主な教科書会社の差別身分に関する記述は、江戸時代の「士農工商」の身分制度の確立の中で、「さらに低い身分」(東京書籍)、「えた・ひにん」(日本書籍)、「賤民身分」(大阪書籍)という記述がされていた。3年後の1975年版になると、被差別身分の記述は、ほぼ「えた・ひにん」とされるようになった。

小学校教科書では、1974年度版ではじめて6年生社会科教科書に部落問題の記述が登場した。

被差別身分に関する記述は、各社とも江戸時代の「士農工商」の身分制度の中で位置づけられた「さらに低い身分」という表現でほぼ一致していた。

学校現場では部落問題についての記述が教科書に登場したことによって、すでに地域とともに同和教育の取り組みを進めていたところだけでなく、それまで無関心であったり、無視してきた地域や学校でも、否応なく部落問題について子どもたちに教えなければならないことになり、避けて通れない課題となった。

今日では、小学校から高等学校までの社会科教科書をはじめとした部落・人権問題に関する記述がみられるようになったことは、部落解放運動・同和教育運動の成果である。

9. 広島県水平社創立90年の出来事

2011年、教科書問題をめぐる激震が広島県内を駆けめぐった。「新しい歴史教科書をつくる会」系の育鵬社の教科書が呉市・尾道市で強行採択されたことである。

2013年から、現実には教室で実際に使用され始めている。育鵬社の教科書が、教師用指導書によってどのように補完されて、学校現場でどう使われ、どんな内容で中間・期末考査が行われているのか。それに対してどんな評価点が

つけられているのか。子どもたちが具体的にどんな思いを持ったかを確認しなくてはならないことが急務である。

広島県水平社創立90年の2013年、漫画「はだしのゲン」が、松江市立小中学校の図書館で自由に閲覧できなくなっていたことが報道された。また、鳥取市では、2011年から鳥取市立中央図書館が閲覧制限をかけていたことが判明した。

「はだしのゲン」は、原爆の悲惨さを描いた代表的な平和教育資料である。20か国語に翻訳されている反戦漫画ではあるが、一部の人々から旧日本軍の蛮行シーンが問題視されている。

閲覧制限を申し出た理由は、描写と歴史認識の違いがある。松江市は、小学校低学年の保護者を名乗る女性から「小さな子どもが目にするのに、強姦などの性的描写などがある」の指摘で、閲覧制限をかけている。さらに、松江市の閲覧制限を要請した35歳の男性(在特会に所属)は、「市教委は、ぼくが訴えた歴史認識の誤りではなく、描写を問題にしており、不満はある」と持論を述べているが、彼だけの発言で閲覧制限にはなっていない。指摘があった後、市教委の幹部が全巻読み、「子どもが自由に手にとって読むとトラウマが残る」「天皇への侮蔑が含まれている」²⁸⁾の意見が、閲覧制限に拍車をかけたのである。

たかが漫画ではあるが、一地方の歪んだ判断と無視できない出来事であり、看過できないこととして、教科書に関して、2012年の衆院選公約に「教科書検定基準を抜本的に改善し、近隣諸国条項も見直す」と掲げていた党があった。

2012年12月の第2次安倍政権の発足以後、急激に過去の歴史を糊塗する動きが広がっている。第1次安倍政権で教育基本法を全面改訂し、「愛国心」を盛り込んだ。第2次では、その第2弾として、「教科書検定の見直し」の前のめりになっている。

前のめりの思いは、2013年4月衆議院予算委員会で、「教育委員法の教育目標に、愛国心、郷土愛も書き込んだが、検定基準については改正教育基本法の精神が生かされていなかった」と安倍首相が発言している。この発言を受けて、5月自民党の部会が教科書出版会社の社長らから編集方針等を聴取している。公党が、編集方針の聴取といえば、聞こえはいいが、緩く解釈しても、一種の圧力である。

2013年6月、自由民主党教育再生実行本部「教科書検定の在り方」特別部会は、(特に歴史・日本史における)いわゆる「自虐史観」に基づく教育を止めるための「教科書法」を提案することを決めた。

2013年7月の参議院選挙時の自民党の政策集には、「多くの教科書に、いまだ自虐史観に立つなど、偏光した記述が存在します」と言い切っている。「研究上事実としていない事柄は基本的には教科書の本文では扱わない」とも言い切っている。犠牲者の人数がはっきりしない以上、「南京大虐殺は教科書に記述させない」腹づもりでいる。

その流れの中で、「はだしのゲン」の閲覧制限が出てきたのである²⁹⁾。

2013年8月21日下村文科大臣は、「はだしのゲン」騒動が起こった時、「法律上は問題ない、ひとつの判断としてありうること」だと発言して、検閲を認めることを容認した。

2013年10月18日、2011年の八重地区(竹富町、石垣町、与那国町)の教科書採択をめぐる、教科書を検討する協議会が「新しい歴史をつくる会」系の育鵬社版の採択を答申した。しかし、竹富町は「手順がおかしく、答申にも法的拘束力」として、同じ地区では同一教科書を使うことが教科書無償法で定められているにもかかわらず、東京書籍版を独自採択した。地方教育行政法は各市町村に採択権を認めている。竹富町は、国の無償給付を受けなくても、独自採択を「正当」と主張したことにかかわって、下村文科大臣は、「無償措置法は地教行法に関する特別の定めであり、各教委が採択権を行使するには措置法に基づかないといけない」として、地教行法と無償措置法の矛盾を解消するため、「法をより明確にする改正をしたい」と断言している³⁰⁾。国が指定する教科書を使わない竹富町は「けしからん」として、「法的圧力」をかける発言を公然としている。

竹富町が拒否したのは、押し付けられた教科書がほとんどアメリカ軍基地負担に触れていないからであり、政府が行う「検閲」まがいのことこそ「けしからん」のである。

こうして政治が圧力がかかることによって、次に予定される教科書採択では、全国の教育委員会がこぞって「つくる会」の教科書を採用しかねないことを危惧する。

10. 広同教結成60年を迎える

教科書無償は憲法論議であり、教育権保障の問題である。しかも、生存権の問題でもある。

1962年、教科書無償化を闘った部落解放運動が、無償配布化とひきかえの国家統制化に警告を発し、「自主的な平和・民主教育は、戦前国家統制教育逆もどりをすることを警戒しつつ、教科書の国定化に反対し、教科書選択の自由と完全無償配布を勝ち取る決意をした」これらの3つの原則が要点で

ある。

この3つの原則は、広島県水平社創立大会における「各小学校に於て屢我々人類が冒瀆されて居るから、先づ小学校の教科書の改正運動を起こしては如何」、の青年の叫びを受け止めることができ、今なお教科書統制に対決する最低原則としての意義は失っていないものである。

同和教育・解放教育が追及してきたものは、差別を助長・再生産する記述がなく、教育現場や子どもの現実を正しく反映し、思想性と説得性を持つ教科書づくりである。

自主的な平和・民主教育は、これまで「開かれた検定、公正な採択、教科書点検、自主編成の取組み」に具現化されており、子どもたちを基底にすえた教員の主体的な実践として展開されなくてはならない。

子どもたちをとりまく差別、貧困、戦争等、生活や人間破壊につながるものを克服しながら、社会的に底辺に置かれている子どもの組織化をめざす運動は、地域や生活という事実における地域・家庭・学校との連携を不可欠とし、解放運動・労働運動、同和教育運動の主体性を発揮することが最優先されなくてはならない。

これから3年間選挙がおこなわれることはないのではとマスコミが喧伝している。次期の教科書採択を見据えて、差別を容認する教科書を許さないための学習を積み重ね、おとなたちの責任においてあらゆる民主団体と連帯して、子どもたちのすこやかな成長のために、粘り強く取り組まねばならない。

2014年に広同教結成60年を迎える。教科書だけではどうてい生み出せない豊沃な実践が、教室や授業でみられることを期待するものである。

【注】

- 1) 学校や地域間の競争激化や教職員の反対闘争によって、1964年で全員調査を終了し、1965年から抽出調査に切り替わり、1966年に裁判で国による学力調査は違法と認定されたため、全面中止となっている。
- 2) 広島部落解放研究所編「実践同和教育論」(亜紀書房：1977年)
- 3) 『橋のない川』の原作(住井すゑ著1～7部作：新潮社1961～1992年)
被差別部落の解放と人間平等を訴えた文学者として著名であるが、戦中では、「御用学者になって、権力の走狗になるのも、無理ないですよ」と戦闘翼賛の姿を容認している。戦争責任として、「橋のない川」を書くことが一切の反省であり、もうここにすべてを書き込めると思って始めたのです」とする発言がある。
- 4) 『広島県史近現代資料編Ⅲ』(広島県：1976年)
- 5) 『教科書』(山住正己著：岩波新書：1970年)

- 6) 明治期の学校教科書は、当初認可制であった。その後、政府が、1886年に「教科用図書検定条例」を定め、1887年に「教科用図書検定規則」を定めたことで、教科書会社が発行する教科書を検定する制度が実施されるようになった。当時の小学校教科書は、府県ごとに審査委員を配置し、府県単位で検定された教科書の採択を行うようになった。そのような状況下で、教科書会社による採択働きかけや売り込みなどの活動も激しくなった。この後、教科書採択をめぐる不正行為があるという疑惑は、たびたび新聞紙上で取り上げられている。
- 7) 相模原市津久井郷土資料室。戦前の教科書 国定教科書、少年倶楽部、幼年倶楽部などの貴重な蔵書があり、戦前の教育を伝えている。
- 8) 『部落問題・水平運動資料集成』1巻(三一書房：1973年)36頁。
- 9) 『部落問題・水平運動資料集成』1巻(三一書房：1973年)83, 84頁。
- 10) 『部落問題・水平運動資料集成』1巻(三一書房：1973年)108頁。
- 11) 『部落問題・水平運動資料集成』1巻(三一書房：1973年)46, 47頁。
- 12) 『復刻版愛国新聞』(不二出版：1990年)
- 13) 部落解放委員会第10回大会(1955年8月)にて、「部落解放同盟」と改称する。
- 14) 『月刊解放教育』(明治図書：1981年)141号。
- 15) 『解放新聞』110号(部落解放同盟中央本部：1958年4月15日)
- 16) 『解放新聞』181号(部落解放同盟中央本部：1960年12月5日)
- 17) 全同教第12回大会報告書「同和教育のすじみち」(全国同和教育研究協議会：1960年)
- 18) 『教科書無償「高知・長浜のたたかい」』(解放出版社1996年3月30日)
- 19) 全国解放教育研究会編『部落解放教育資料集成』10巻(明治図書：1980年)
- 20) 『広島県部落問題年表 広島県立図書館所蔵資料にみる部落問題』(広島県立図書館：1968年)
- 21) 吉和事件から50年「同和教育の原点を問う」となみ(広島県同和教育研究協議会：2002年6月23日)
- 22) 広同教第2回研究大会リポート(1956年5月19日)
- 23) 『解放新聞奈良県版』205号(部落解放同盟奈良県連合会：1962年3月30日)
- 24) 『解放新聞』222号(部落解放同盟中央本部：1962年3月15日)
- 25) 『日教組50年資料集』(日本教職員組合：1967年6月6日)
- 26) 『戦後における広島県同和教育のあゆみ』(広島県教育研究所：1965年3月)
- 27) 全同教創設50周年記念誌『全同教このよきもの』(全国同和教育研究協議会：2003年)
- 28) 朝日新聞：2013年8月23日
- 29) 日刊ゲンダイ：2013年8月20日
- 30) 朝日新聞：2013年10月19日

(こうどう・きよのり 特定非営利活動法人ゆにばーさる)